

# 電気料金審査専門小委員会における 指摘事項への回答について

平成26年2月6日  
資源エネルギー庁

## 【指摘事項3】3段階料金導入の経緯

- 第1次オイルショックを契機として、昭和49年(1974年)6月以降、3段階料金制度が導入された。その際、第1段階はナショナルミニマムの観点から比較的低廉で地域格差をできる限り縮める料金、第2段階は平均費用に基づく料金、第3段階は限界費用の上昇傾向を反映した料金とすることとされた。
- その後、エネルギー情勢の緩和等に伴い、供給原価の上昇傾向が大幅に緩和されたことに伴い、昭和62年(1987年)以降、てい増料金制度の積極的緩和が図られ、当面は格差率の縮小等を段階的に行っていくことが適当とされた。

電気事業審議会料金制度部会中間報告  
(昭和49年3月20日) 抜粋

(中略)このような見地からは、料金原価の増嵩傾向の下において、一方では、電力需要の増大による限界費用の上昇傾向に即応したてい増料金制度を採用することにより、省エネルギーの推進に寄与するとともに、他方では家庭における生活必需品的消費量について、比較的低廉な料金を設定することにより、高福祉社会の実現の一端を担うことが、今後の電気料金制度の基本的方向と考えられる。

(中略)

電灯料金については、次のような内容の三段階料金制度を採用することとする。

- イ 生活必需的な消費量に相当する第一段階の部分については、ナショナルミニマムの考え方を適用することとし、適用対象範囲については、全国一律にするとともに、料金については、比較的低廉で、且つ、各社間の地域格差をできる限り縮める方向で考えるものとする。
- ロ 第二段階の消費量については、ほぼ平均費用に基づく料金とする。
- ハ 第三段階の消費量については、限界費用の上昇傾向を反映した料金とする。
- ニ 第二段階と第三段階の区分は、地域別の事情を考慮して決定する。

電気事業審議会料金制度部会中間報告  
(昭和62年3月31日) 抜粋

(中略)てい増料金制度の制度設定当時に比べエネルギー情勢は緩和し、また、内需中心型の経済成長が求められている現状となっている。供給原価の上昇傾向が大幅に緩和している現在の状況においては、供給原価の実態に即し、てい増料金制度の積極的緩和、とくに特別料金制度についてはこれを緩和することが望ましいが、需要家に対する影響等を総合的に勘案し、当面は格差率の縮小等を段階的に行っていくことが適当である。

# (参考)各社の3段階料金単価及び格差率の推移

※S49～H17は税抜き単価、H18・H20・今回は税込み単価、燃料費調整単価を除く。なお、関西電力及び九州電力についてはH18まで税抜き単価となっている。

【単位：円/kWh】

中部電力

改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	今回申請 (消費税5%)	今回申請 (消費税8%)
第1段	12.00	14.25	20.34	16.94	16.59	16.08	15.97	15.63	15.18	14.80	16.01	17.05	20.33	20.91
第2段	15.40	18.95	27.54	23.03	22.54	21.73	21.59	20.84	19.98	18.98	20.08	21.09	24.83	25.54
第3段	16.82	21.45	32.54	26.13	24.79	23.90	23.74	22.92	21.78	20.42	21.51	22.52	27.45	28.23
1・2段格差	0.78	0.75	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.80	0.81	0.82	0.82
2・3段格差	1.09	1.13	1.18	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.11	1.11

東京電力

改定年度	S49	S55	S63	H20	H24
第1段	12.00	20.74	18.10	17.87	18.89
第2段	15.40	27.99	24.25	22.86	25.19
第3段	16.90	33.04	27.45	24.13	29.10
1・2段格差	0.78	0.74	0.74	0.78	0.75
2・3段格差	1.11	1.18	1.13	1.06	1.155

関西電力

改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25
第1段	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.27
第2段	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	26.51
第3段	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.23
1・2段格差	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76
2・3段格差	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.14

九州電力

改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25
第1段	12.30	14.80	21.10	19.05	18.73	17.45	16.75	15.65	15.45	14.80	14.77	16.10	16.65
第2段	15.70	19.60	28.35	25.30	24.90	23.10	22.15	20.70	20.00	19.00	18.80	20.34	22.00
第3段	17.20	21.65	32.80	28.60	27.40	25.40	24.30	22.65	21.65	20.38	20.12	21.72	24.86
1・2段格差	0.78	0.76	0.74	0.75	0.75	0.76	0.76	0.76	0.77	0.78	0.79	0.79	0.76
2・3段格差	1.10	1.10	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.07	1.13

東北電力

改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25
第1段	11.95	14.75	21.35	18.70	18.46	17.14	16.52	15.75	15.00	14.54	14.84	16.81	17.73
第2段	15.30	19.40	29.25	25.61	25.28	23.47	22.62	21.58	20.54	19.91	20.32	22.56	24.18
第3段	16.65	21.60	33.95	28.84	27.82	25.82	24.88	23.73	22.51	21.60	21.85	24.17	27.95
1・2段格差	0.78	0.76	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.75	0.73
2・3段格差	1.09	1.11	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.08	1.08	1.07	1.16

四国電力

改定年度	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25
第1段	13.75	16.05	22.10	20.13	19.91	18.73	17.99	17.52	17.07	16.68	17.91	18.59	19.45
第2段	17.00	21.35	29.85	26.98	26.69	25.11	24.12	23.48	22.88	22.36	23.70	24.45	25.77
第3段	18.55	23.70	34.50	30.47	29.36	27.62	26.53	25.83	25.17	24.37	25.76	26.53	29.12
1・2段格差	0.81	0.75	0.74	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75
2・3段格差	1.09	1.11	1.16	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.13

北海道電力

改定年度	S49	S51	S55	S56	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25
第1段	11.72	14.65	19.60	22.70	21.15	21.01	18.59	17.41	16.55	16.06	15.64	17.05	18.27	19.33
第2段	13.75	18.70	25.70	30.30	28.25	28.06	24.83	23.23	22.09	21.45	20.87	22.46	23.68	25.34
第3段	15.20	20.85	29.90	35.60	31.95	30.99	27.42	25.64	24.39	23.49	22.65	24.15	25.37	28.64
1・2段格差	0.85	0.78	0.76	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.77	0.76
2・3段格差	1.11	1.11	1.16	1.17	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.13